

(5) 海水浴場調査

県内の主要な海水浴場について、毎年その水質等の現状を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表して県民の利用に資することとしています。

平成27年度は、図3-15の26海水浴場(鹿児島市実施分含む。)について、シーズン前及びシーズン中の2回、調査を実施した結果、いずれも水浴場として良好な水質でした。

また、環境省指針「水浴場の放射性物質に関する指針(平成24年6月改定)」に基づき、海水の放射性セシウムの調査を行いました。全ての海水浴場において、検出されませんでした。

(表3-60、表3-61、表3-62、図3-15)

表3-60 判定基準

項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100ml)	油膜が認められない	2 ng/L以下 (湖沼は 3 ng/L以下)	全透 (1 m以上)
	水質 A	100 個/100ml以下	油膜が認められない	2 ng/L以下 (湖沼は 3 ng/L以下)	全透 (1 m以上)
可	水質 B	400 個/100ml以下	常時は 油膜が認められない	5 ng/L以下	1 m未満 ~ 50 cm以上
	水質 C	1,000 個/100ml以下	常時は 油膜が認められない	8 ng/L以下	1 m未満 ~ 50 cm以上
不適		1,000 個/100mlを 超えるもの	常時油膜が認められる	8 ng/L超	50 cm未満 ※

注1) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

注2) 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表3-61 平成27年度海水浴場水質調査結果（シーズン前）

No	海水浴場名	市町名	調査 月日	水質判定項目				判定
				ふん便性大腸菌群数 (個/100mL) 最小～最大(平均)	油膜	C O D (ng/L) 最小～最大(平均)	透明度 (m)	
1	磯	鹿児島市	5/11 5/20	<2~<2 (<2)	無	1~1.8 (1.4)	>1	適 AA
2	ぬく生 み見	鹿児島市	5/11 5/14	<2~18 (5)	無	1.6~2.1 (1.9)	>1	適 A
3	はま浜 だ田	鹿屋市	4/22	<2~<2 (<2)	無	0.9~1 (1)	>1	適 AA
4	あくねおおしま 阿久根大島	阿久根市	4/24	<2~<2 (<2)	無	0.8~1 (0.9)	>1	適 AA
5	わき脇 もと本	阿久根市	4/24	<2~<2 (<2)	無	1.3~1.4 (1.4)	>1	適 AA
6	おお大 かわ川 じま島	阿久根市	4/24	<2~2 (<2)	無	1~1.1 (1.1)	>1	適 AA
7	うら浦 だ田	西之表市	4/27	<2~<2 (<2)	無	0.9~1.1 (1)	>1	適 AA
8	よき の	西之表市	4/27	<2~<2 (<2)	無	0.9~1 (1)	>1	適 AA
9	にし西 かた方	薩摩川内市	4/28	<2~<2 (<2)	無	1.2~1.2 (1.2)	>1	適 AA
10	から唐 はま浜	薩摩川内市	4/28	<2~<2 (<2)	無	1.3~1.5 (1.4)	>1	適 AA
11	えぐちほまかいひんこうえん 江口浜海浜公園	日置市	4/28	<2~<2 (<2)	無	1~1.1 (1.1)	>1	適 AA
12	お小 ぼま浜	霧島市	5/7	<2~<2 (<2)	無	1.9~2 (2)	>1	適 AA
13	こくぶ 国分キャンプ	霧島市	5/14	<2~<2 (<2)	無	1.8~1.9 (1.9)	>1	適 AA
14	ダグリ岬 みさき	志布志市	5/14	<2~6 (3)	無	1.4~1.7 (1.6)	>1	適 A
15	おおほまかいひんこうえん 大浜海浜公園	奄美市	4/27	<2~<2 (<2)	無	0.7~0.8 (0.8)	>1	適 AA
16	しげ重 とみ富	始良市	5/14	2~14 (8)	無	2.1~3.4 (2.8)	>1	可 B
17	あづま	長島町	4/27	<2~<2 (<2)	無	1.4~2 (1.7)	>1	適 AA
18	ゴールドビーチ大浜 おおほま	南大隅町	4/27	<2~<2 (<2)	無	1.6~1.8 (1.7)	>1	適 AA
19	いっ一 そう湊	屋久島町	5/8	<2~<2 (<2)	無	0.8~0.8 (0.8)	>1	適 AA
20	あぜ 畦プリンスビーチ	徳之島町	4/22	<2~<2 (<2)	無	0.7~0.7 (0.7)	>1	適 AA
21	よなまかいひんこうえん 与名間海浜公園	天城町	4/27	<2~<2 (<2)	無	1.1~1.1 (1.1)	>1	適 AA
22	せとうみかいひんこうえん 瀬田海海浜公園	伊仙町	5/14	<2~2 (<2)	無	1.2~1.2 (1.2)	>1	適 AA
23	き喜 ねん念 ぼま浜	伊仙町	4/27	<2~<2 (<2)	無	1.1~1.3 (1.2)	>1	適 AA
24	ワンジヨ	和泊町	4/28	<2~<2 (<2)	無	0.9~1.2 (1.1)	>1	適 AA
25	かね兼 ぼ母	与論町	4/27	<2~<2 (<2)	無	0.6~0.8 (0.7)	>1	適 AA
26	おお大 がね金 く久	与論町	4/27	<2~<2 (<2)	無	0.8~0.9 (0.9)	>1	適 AA

注) 腸管出血性大腸菌0-157は全ての海水浴場で不検出。

表 3 - 62 平成27年度海水浴場の放射性物質測定結果

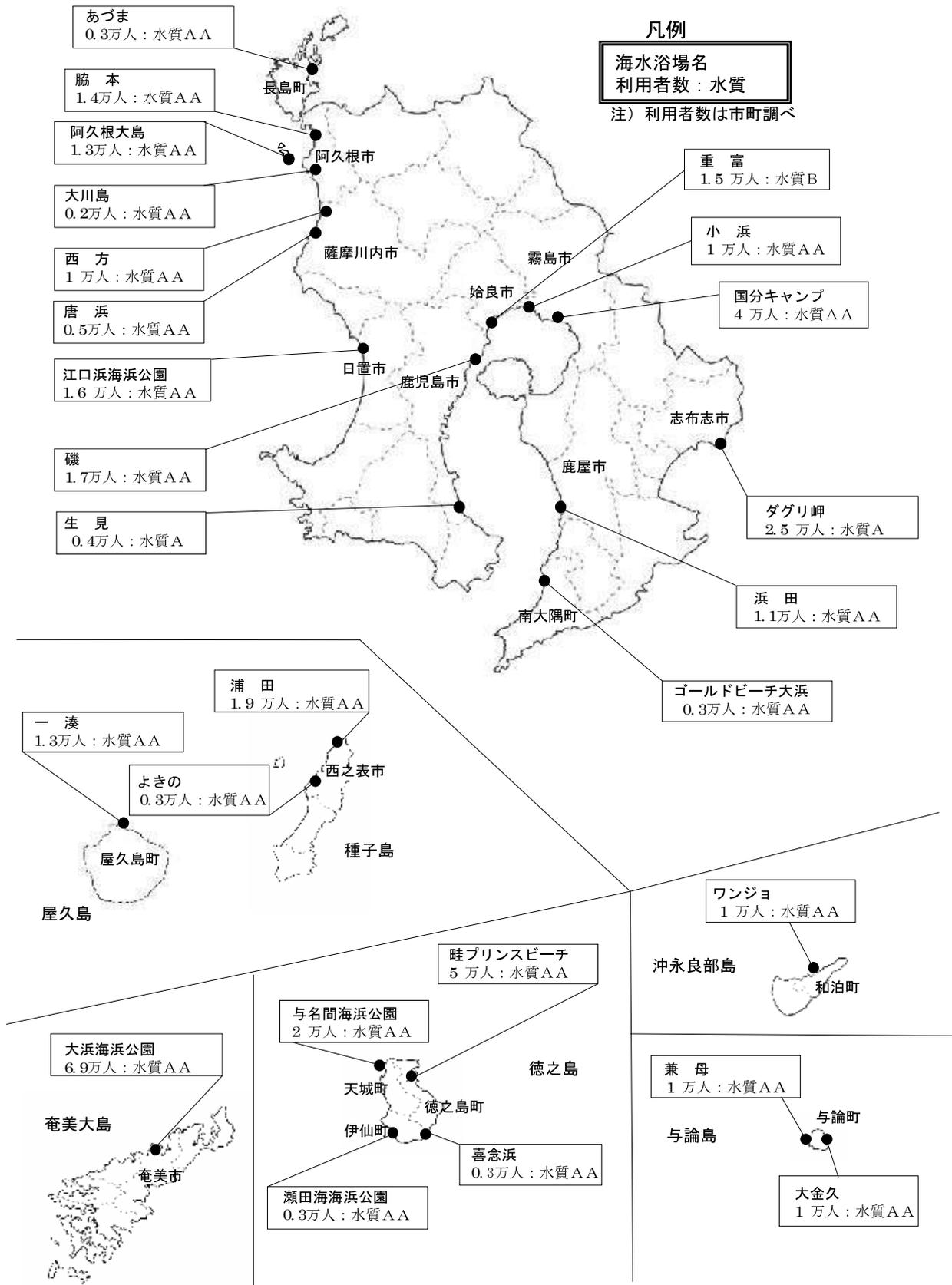
No	海水浴場名	市町名	調査 月日	項目
				放射性セシウム134(Bq/L) 放射性セシウム137(Bq/L)
1	いそ磯	鹿児島市	5/11	検出されず
2	ぬく生 み見	鹿児島市	5/11	検出されず
3	はま浜 だ田	鹿屋市	4/22	検出されず
4	あくねおおしま 阿久根大島	阿久根市	4/24	検出されず
5	わき脇 もと本	阿久根市	4/24	検出されず
6	おおかわじま 大川島	阿久根市	4/24	検出されず
7	うら浦 だ田	西之表市	4/27	検出されず
8	よきの	西之表市	4/27	検出されず
9	にし かつ 西 方	薩摩川内市	4/28	検出されず
10	から しま 唐 浜	薩摩川内市	4/28	検出されず
11	えぐちしまかいひんこうえん 江口浜海浜公園	日置市	4/28	検出されず
12	お しま 小 浜	霧島市	5/7	検出されず
13	こくぶん 国分キャンプ	霧島市	5/7	検出されず
14	ダグリ しまき ダグリ 岬	志布志市	5/7	検出されず
15	おおしまかいひんこうえん 大浜海浜公園	奄美市	4/27	検出されず
16	しげ とも 重 富	始良市	4/28	検出されず
17	あづま	長島町	4/27	検出されず
18	ゴールドビーチ におおしま 大浜	南大隅町	4/27	検出されず
19	いっ そう 一 湊	屋久島町	5/8	検出されず
20	あぜ 畦プリンスビーチ	徳之島町	4/20	検出されず
21	よなまかいひんこうえん 与名間海浜公園	天城町	4/27	検出されず
22	せ たらうみかいひんこうえん 瀬田海海浜公園	伊仙町	4/27	検出されず
23	き ねん しま 喜 念 浜	伊仙町	4/27	検出されず
24	ワ ン ジ ョ	和泊町	4/28	検出されず
25	かね ぼ 兼 母	与論町	4/27	検出されず
26	おお かね く 大 金 久	与論町	4/27	検出されず

注1) 環境省指針(平成24年6月改定)による海水の指針値

放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計: 10Bq/L以下

注2) ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを表す単位で、1秒間に崩壊する原子の個数を示す。

図 3-15 海水浴場調査位置図



(6) 土壌汚染

土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法が平成15年2月15日に施行され、土壌汚染対策法の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行されたことを受け、同法に基づく審査、指導等を行っています。

なお、平成28年3月末現在、1区域を形質変更時要届出区域に指定しています。(資料編7-(1),(2),(3))

2 対 策

(1) 公共用水域及び地下水の常時監視

県では、水質汚濁防止法第15条の規定により、県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視しています。

測定は、法第16条の規定により知事が作成した測定計画に基づき、県、国及び鹿児島市等が、環境基準項目を中心に要監視項目や栄養塩類など水域特性等を勘案した項目について、毎年計画的に水質状況を監視測定しています。

平成28年度の公共用水域及び地下水の測定計画は表3-63、64のとおりです。

表3-63 平成28年度公共用水域水質測定計画

調査機関	区分	地点数		項目数				備考
				生活環境	健康	要監視	その他	
鹿児島県	河川	基準点	36	1,386	208	21	748	下記以外の 県内公共用水域
		監視点	1					
		調査点	9					
	湖沼	基準点	6	927		9	676	
監視点		3						
調査点		0						
海域	基準点	62	2,303	442	12	1,482		
	監視点	16						
	調査点	0						
小計	基準点	104	4,616	650	42	2,906		
	監視点	20						
	調査点	9						
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所	河川	基準点	3	226	39	21	276	川内川水系 河川
		監視点	3					
		調査点	1					
国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	河川	基準点	3	350	64		300	肝属川水系 河川
		監視点	2					
		調査点	3					
国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所	湖沼	基準点	2	512	53		552	鶴田ダム貯 水池
		監視点	0					
		調査点	0					
鹿児島市	河川	基準点	9	888	468	186	676	鹿児島市内 河川
		監視点	6					
		調査点	0					
鹿屋市	河川	基準点	0	576	144		720	肝属川水系 河川
		監視点	0					
		調査点	12					
計			121	7,168	1,418	249	5,430	
			31					
			25					

表3-64 平成28年度地下水の水質測定計画（項目数）

調査機関	調査の区分	地点数 (井戸数)	環境基準項目検体数
鹿児島県	概況調査	46	515
	汚染井戸周辺地区調査	5	90
	継続監視調査	35	65
	小計	86	670
鹿児島市	概況調査	44	707
	汚染井戸周辺地区調査	0	0
	継続監視調査	53	340
	小計	97	1,047
薩摩川内市	概況調査	2	9
	継続監視調査	3	15
	小計	5	24
国土交通省	概況調査	13	70
	小計	13	70
計	概況調査	105	1,301
	汚染井戸周辺地区調査	5	90
	継続監視調査	91	420
合	計	201	1,811

(2) 工場・事業場の排水規制

① 排水基準

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により、人の健康の保護に関する項目については全ての特定事業場を対象に、生活環境の保全に関する項目については排水量 50m^3 /日以上の特特定業場を対象に公共用水域に排出される水について、全国一律の排水基準が設定されています。（資料編6-(3)）

また、自然的、社会的条件から全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難な水域においては、都道府県条例で一律排水基準より厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めることができるとされています。

本県においては、川内川上流水域、川内川中・下流水域、鹿児島市内水域（稲荷川・甲突川・新川・脇田川・永田川・和田川）、米之津川水域、大淀川水域、志布志湾流入水域（肝属川・田原川・菱田川・安楽川・前川）、万之瀬川水域及び鹿児島湾水域（鹿児島市内水域を除く。）の8水域に上乘せ排水基準を設定しています。

（資料編6-(4)）

② 特定施設の届出状況

公共用水域に排水を排出しようとする工場・事業場で、水質汚濁防止法又は県公害防止条例に基づく特定施設を設置しようとする者は、同法又は同条例の規定により届出をしなければなりません。

平成28年3月31日現在の水質汚濁防止法に基づく届出状況（鹿児島市を除く。）は、表3-65のとおりで、届出総数は4,858件、そのうち生活環境項目の排出基準が適用される特定事業場（排水量が 50m^3 /日以上、一部上乘せ排水基準適用水域は 30m^3 /日以上）は、849事業場です。

業種別では、畜産農業1,282件（26.4%）が最も多く、次いで旅館業610件（12.6%）、

水産食料品製造業405件（8.3%）で、これらの業種で全体の47.3%を占めています。

また、平成28年3月31日現在の県公害防止条例に基づく届出状況は表3-66のとおりです。

表3-65 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況（平成28年3月末現在）

業 種	特 定 事業場数	排水基準適用事業場数※	
		30～50m ³ /日	50m ³ /日以上
鉱業	4	0	4
畜産農業	1,282	36	85
畜産食料品製造業	94	5	29
水産食料品製造業	405	1	24
保存食料品製造業	87	4	28
みそ・しょうゆ等製造業	59	4	3
砂糖製造業	13	0	7
パン・菓子製造業・製あん業	22	0	2
米菓等製造業	2	0	0
飲料製造業	187	1	48
動物系飼料・有機質肥料製造業	22	2	3
動物系油脂製造業	17	0	3
イースト製造業	1	0	0
でん粉製造業	40	0	36
めん類製造業	54	0	0
豆腐・煮豆製造業	163	0	2
冷凍調理食品製造業	14	1	6
紡績業・繊維製品製造業	57	0	3
一般製材業	5	1	0
木材薬品処理業	9	0	0
パルプ・紙・加工品製造業	1	0	1
新聞・出版・印刷業	17	1	0
無機化学工業製品製造業	2	0	2
発酵工業	2	0	2
合成樹脂製造業	1	0	0
石けん製造業	1	0	0
香料製造業	1	0	0
天然樹脂製品製造業	1	0	0
その他の有機化学工業製品製造業	1	0	0
タイヤ・ゴム製造業	2	0	0
皮革製造業	6	0	0
ガラス・ガラス製品製造業	1	0	0
セメント製品製造業	118	0	1
生コンクリート製造業	152	1	25
有機質砂かべ材製造業	1	0	0
窯業原料の精製業	6	0	3
砕石業	30	0	1
砂利採取業	24	0	9
鉄鋼業	1	0	0
非鉄金属製造業	3	0	1
金属製品・機械器具製造業	5	0	0
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	3	0	0
酸又はアルカリによる表面処理施設	45	2	10
電気めっき施設	6	1	3
旅館業	610	17	108
共同調理場	24	3	4
弁当仕出屋・弁当製造業（360m ² 以上）	2	0	1
飲食店（420m ² 以上）	8	1	4
洗たく業	324	2	9
写真現像業	110	1	0
病院	14	0	9
と畜業・死亡獣畜取扱業	33	0	14
自動車分解整備業	6	0	0
自動式車両洗浄施設	307	0	0
科学技術研究施設	99	5	10
一般廃棄物処理施設	36	0	2
産業廃棄物処理施設	7	1	1
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	12	0	0
し尿処理施設	233	9	205
下水道終末処理施設	21	0	21
特定事業場からの排出水の処理施設	45	8	13
計	4,858	107	742

※生活環境項目（pH BOD SS等）が適用される事業場

表3-66 県公害防止条例に基づく特定施設届出状況

(平成28年3月末現在)

特定施設名	ドラム缶再生業	自動車整備業	砂ろ過施設を有する上水道	計
届出数	1	198	4	203

③ 特定事業場の排水監視

排水基準適用事業場からの排水については、工場立入検査等の実施により、法に基づく排水基準の遵守状況の監視を行っています。

平成27年度は、法に基づく特定事業場のうち293事業場について立入検査を実施し、うち228事業場につき延べ245回の水質検査を行っています。(表3-67)

表3-67 特定事業場立入調査状況(平成27年度)

業種	立入検査事業場数	水質検査実施事業場数	水質検査実施回数
鉱業	1	1	3
畜産農業	20	13	13
畜産食料品製造業	20	20	21
水産食料品製造業	18	13	15
保存食料品製造業	20	13	13
みそ・しょうゆ等製造業	2	2	2
砂糖製造業	5	5	5
飲料製造業	30	20	22
動物系飼料・有機質肥料製造業	4	2	2
動植物油脂製造業	3	3	3
でん粉製造業	18	16	21
豆腐・煮豆製造業	2	2	2
冷凍調理食品製造業	2	2	2
紡績業・繊維製造業	2	1	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1
無機化学工業製品製造業	3	2	2
発酵工業	2	2	2
合成樹脂製造業	1	0	0
生コンクリート製造業	3	1	1
窯業原料精製業	1	0	0
非鉄金属製造業	1	1	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	23	15	17
電気めっき施設	5	4	5
旅館業	6	6	7
共同調理場	1	1	1
弁当製造業	1	1	1
飲食店	1	1	1
洗たく業	15	6	6
と畜場・死亡獣畜取扱業	11	11	11
科学技術研究施設	1	1	1
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	4	4
し尿処理施設	27	25	26
下水道終末処理施設	17	16	16
特定事業場から排出される水の処理施設	10	5	5
その他	12	12	12
計	293	228	245

④ 排水基準違反に対する行政措置

法に基づく特定事業場の立入検査結果に基づき、特定施設の設置者に対し改善命令1件、改善勧告15件、文書指導6件、合計22件の行政措置を行いました。(表3-68)

なお、これらの事業場は、定められた期限内にそれぞれ処理施設、処理方法の改善等必要な措置を講じています。

表 3-68 行政措置の業種別一覧（平成27年度）

業 種	停止命令	改善命令	行政指導		合計
			改善勧告	文書指導	
畜産農業	0	0	3	0	3
畜産食料品製造業	0	0	1	0	1
水産食料品製造業	0	0	1	1	2
保存食料品製造業	0	1	1	0	2
動物系飼料又は有機質肥料製造業	0	0	2	0	2
飲料製造業	0	0	3	1	4
旅館業	0	0	0	2	2
洗たく業	0	0	1	0	1
し尿処理施設	0	0	2	3	5
共同処理施設	0	0	1	0	1
計	0	1	15	7	23

※ 1 事業場において、複数の業種がある場合重複し計上している。

⑤ 水質汚濁に係る主要業種排水対策

ア でん粉製造業

でん粉工場からの排水は、例年10月初旬から翌年4月までの間排出されますが、排水としては、原料さつまいもの流水輸送工程及び洗浄機から出るフリューム排水、原料磨砕後の分別工程から出るノズルセパレート排水、でん粉粕脱水排水、生粉溜排水及びでん粉精製排水などがあります。

でん粉製造工場は季節操業であり、その排水量も多く、また有機質を多量に含むこと等から、その排水処理については技術的にも難しい面をもっています。

県農政部では、適切な排水対策が図られるよう、嫌気処理と好気処理を組み合わせた排水処理の実施指導や、関係機関による「でん粉工場排水処理研修会」の開催、全工場に対し工場操業前に排水処理の徹底について通知をするなど適正な排水管理のために指導啓発活動を行っています。

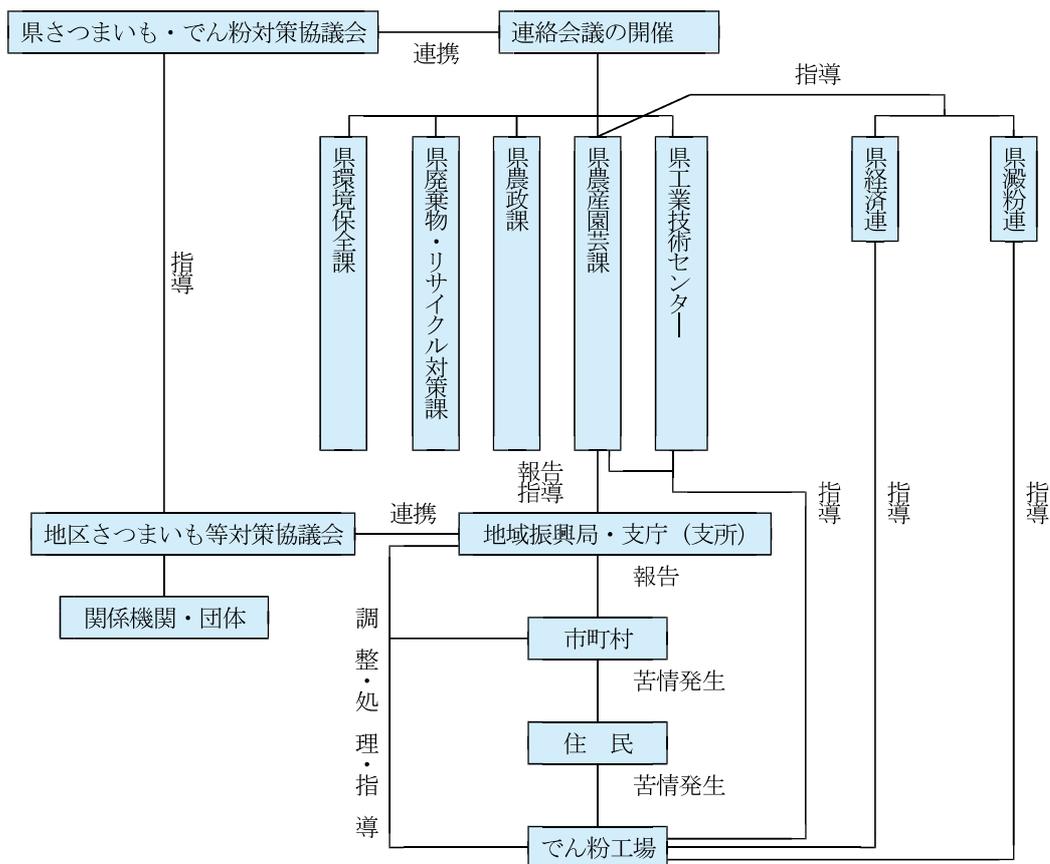
平成27年度は、16工場が操業を行っており、水質汚濁防止法に基づく近年の立入状況は、表3-69のとおりです。

排水基準の遵守については、今後とも関係機関と連携しながら排水監視の強化・指導に努めることにしています。（図3-16）

表 3-69 水質汚濁防止法に基づくでん粉工場立入状況（件数）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立入事業場数	19	19	18
採水事業場数	18	18	16
基準超過事業場数	1	1	0

図3-16 でん粉工場排水処理に係る環境保全対策推進体制図



イ 畜産業

畜産業に起因する環境汚染防止対策については、水質汚濁防止法により一定規模以上の豚房、牛房及び馬房施設からの排水に排水基準が適用されています。県では、立入調査等、監視の強化に努めていますが、一部において維持管理の不徹底や家畜排せつ物等を未処理に近い状態で放流するなど悪質なものも見受けられ、法の規定に照らして改善命令の発動等厳しく対処してきています。(表3-70)

畜産経営の健全な発展を図る上で環境問題への取組が不可欠であることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、「鹿児島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定するとともに、「鹿児島県環境保全型畜産確立基本方針」及び「鹿児島県畜産環境保全対策指導指針」に基づき、地域環境と調和した畜産経営の実現を図ることとしています。

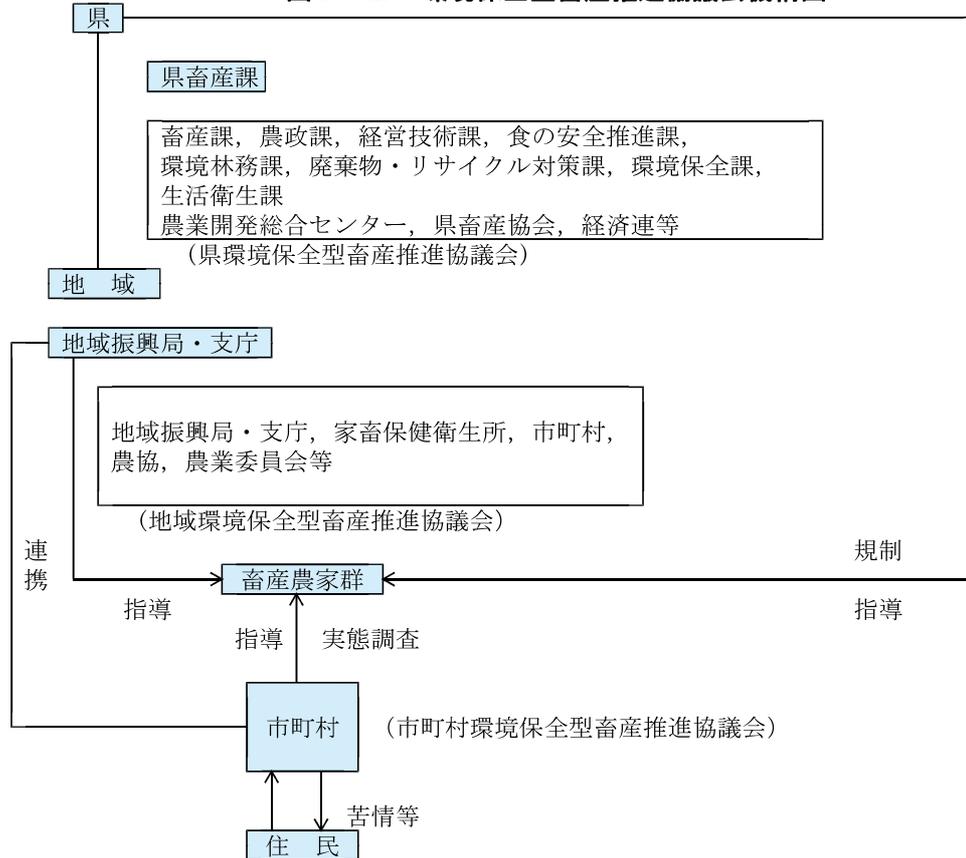
具体的には、地域振興局等による畜産農家への巡回指導や、県指導指針に基づく環境保全型畜産推進協議会の開催など、県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となり、環境汚染防止のための総合的な取組を行っています。(図3-17)

また、庁内組織として5課3試験場で構成する「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡会議(昭和59年設置)」を定期的開催し、関係機関が連携を密にして家畜排せつ物に係る環境保全対策の推進に努めています。

表 3-70 水質汚濁防止法に基づく畜産関係立入状況（件数）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立入事業場数	37	21	20
採水事業場数	18	13	13
基準超過事業場数	2	3	4

図 3-17 環境保全型畜産推進協議会機構図



(3) 小規模事業場等排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因としては，大規模な工場・事業場からの排水のほかに，近年は生活排水や事業場数が多い小規模事業場からの排水の寄与が相対的に大きくなってきています。

このため，県では，「鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針」を策定し，小規模特定事業場（水質汚濁防止法に基づく排水基準の適用されない特定事業場）及び非特定事業場（法及び条例の適用を受けない事業場）についての指導を行っています。

(4) 生活排水対策

水質汚濁の主な原因の一つとして、炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴う生活排水があげられます。

この生活排水対策を推進するためには、公共下水道の整備促進のほか、地域の実情に応じ、地域し尿処理施設、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭からの汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

① 生活排水対策重点地域

閉鎖性水域や都市河川における水質の改善を図る上で、生活排水対策は、水質保全行政の重要な課題の一つであることから、平成2年6月水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策に関する規定が整備されました。

本県では、生活排水対策を推進し、公共用水域の水質の向上を図るために、平成5年3月に鹿児島湾奥地域2市10町（当時）を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定しており、これらの市町は平成8年度までに生活排水対策推進計画を策定しています。

図3-18 生活排水対策重点地域



ア 指定地域名

鹿児島湾奥部流域（図3-18）

イ 指定範囲

鹿児島市（旧吉田町区域）、霧島市、始良市、垂水市の一部（ただし、公共下水道の処理区域は除く。）

ウ 指定日

平成5年3月26日

エ 指定理由

- (ア) 鹿児島湾の中でも湾奥部は、地形的に閉鎖性が高く、度々環境基準が未達成となっている。
- (イ) 第2期鹿児島湾水質環境管理計画の基礎調査によると、湾奥部（IVゾーン）のCODの排出汚濁負荷量に占める生活系の割合は35%で、農林系や水産系、事業場系、畜産系の中で最も高い。
- (ウ) 湾奥部全体として人口動態をみると、増加傾向である。

オ 現在の対応

生活排水対策重点地域に指定された市は、生活排水処理施設整備構想に基づき、公

共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しています。

県と湾奥3市、住民団体、事業者団体で組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会は、研修会や水生生物による水質調査等の活動を通じ、各種環境保全活動を進めています。

② 下水道の整備

ア 下水道の概要

下水道は、市街地における雨水の排除や家庭、工場等から排出される汚水を排除し、処理するための施設であり、河川、湖沼、海域等公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、不可欠な根幹的施設となっています。

イ 事業の現況

(ア) 公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

本県の公共下水道事業は、現在、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、南九州市、大崎町、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町の12市5町で処理を開始しています。

平成27年度末における県全体の普及率（人口）は41.2%であり、全国平均の77.8%を下回っており、今後とも引き続き整備促進に努める必要があります。

（表3-71-①）

(イ) 都市下水路

都市下水路は、公共下水道認可区域外の主として市街地における雨水排除を目的とした下水道施設です。本県では、平成27年度までに12市6町32箇所（延長約44km）を計画決定しており、そのうち延長約34kmが整備済みとなっています。

ウ 流域別下水道整備総合計画

下水道では、環境基本法に基づく水質環境基準が定められた公共用水域について、当該水質環境基準を維持達成するため、各流域ごとに下水道整備に関する総合的な基本計画として、流域別下水道整備総合計画を都道府県が策定することとなっています。

本計画は、当該流域における下水道計画の基本方針を明らかにし、下水道計画区域や根幹的施設の配置、能力及び事業の実施順位等を定めるもので、個々の下水道計画の上位計画として位置付けられ、今後事業を進める上での基本計画となるものです。

本県では、昭和50年度から計画策定のための調査を実施し、平成15年度に鹿児島湾（旧：鹿児島湾奥）、平成17年度に川内川、平成21年度に八代海の計画が策定されています。

エ 生活排水処理施設整備構想

市街地、農山漁村等を含めた県全域における生活排水処理施設の計画的、効率的な整備のための構想を市町村が作成する原案をもとに調整し、取りまとめたもので、今後の生活排水処理施設整備事業の長期的な指針となるものです。

③ その他の生活排水処理施設の整備

ア 地域し尿処理施設（コミュニティプラント）

計画処理人口が101人以上3万人未満の水洗便所のし尿と生活排水を併せて処理する

施設の整備事業で、平成27年度末現在、薩摩川内市（永利ホープタウン、鹿島町）、始良市（加治木団地）、鹿児島市（ガーデンヒルズ松陽台）で整備されています。

（表3-71-②）

イ 農業集落排水処理施設

農村集落からの生活排水等による農業用排水の水質汚濁防止、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善を目的としています。

本県では平成27年度末現在、鹿屋市、出水市、薩摩川内市、日置市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町、与論町の10市11町2村の56地区で供用が開始されています。

（表3-71-③）

ウ 漁業集落排水処理施設

漁港及び周辺水域の水質悪化の防止及び漁村集落における生活環境の改善を目的として漁業集落環境整備事業等により整備を行っています。

本県では平成27年度末現在、汐見漁港（長島町）、幣串漁港（長島町）、戸崎漁港（いちき串木野市）、野間池漁港（南さつま市）、坊泊漁港（坊地区）（南さつま市）、平田漁港（宇検村）、片野浦漁港（薩摩川内市）、平良漁港（薩摩川内市）、境漁港（垂水市）、名音漁港（大和村）、三船漁港（長島町）の4市1町2村の13地区で供用が開始されています。（表3-71-④）